

### ①気象学会による論文掲載拒否事件

控訴審の進め方で代理人と意見が合わず、しばらく本人訴訟の形をとっていたが、新しく阿部浩行弁護士と塩川泰子弁護士にこの気象学会事件をお願いすることにした。東京大学事件の方は、これまでどおり本人訴訟とする。

第1回口頭弁論、7月12日(月)3時、東京高裁809号法廷

第1回口頭弁論では、代理人により論点整理をすると述べ、また原告からの和解提案(酷似する論文に対する扱い)について意見を述べることになる。

添付書類 控訴人準備書面(1)

### ②東京大学による名誉棄損事件

7月6日に開かれた第4回口頭弁論において、裁判長より被告に対して「名誉毀損について被告は抗弁していないのではないか」との質問があり、被告は「答弁書3pの(3)項でしております」と答えた。

そこには『地球温暖化懐疑論批判』の内容は、地球温暖化問題という公共の利害に関する事項についての論評を主題とする意見表明であり、その目的は専ら公益を図ることにあり、その前提とする事実は主要な点で真実であり、原告の人身攻撃に及ぶなど論評として域を逸脱したものでない。したがって、名誉侵害の不法行為が成立しないことは明らかである」とある。

つまり、被告は、公共の利害により名誉毀損にはあたらない、と主張した。これがこの事件での最大の争点ということになる。

裁判長は、原告に対して、名誉毀損の被害等について陳述書を書くことと、原告を助ける証人を申請するようにとの注意があった。

そのような事情で、何人かの方にお問い合わせの手紙をさしあげますので、ご面倒なこととは思いますが、ぜひ証人をお引き受けくださるようお願いいたします。

また、被害を証明する印刷物がありましたら、送ってくださるようお願いいたします。

第5回口頭弁論、10年8月31日(火)1時15分、東京地裁411号法廷

添付書類 原告準備書面(2)、被害の証明・甲12号証